

高校1年生の時、地元愛知県に私は裏切られた。私は中学3年間、私立の学校に対する補助金の拡充を県に求め、その署名活動に毎年参加しました。必死の努力により、400万もの署名が集まりました。しかしその年、愛知県は国からの、私学のための補助金を他のことに流用したのです。当然、補助金の拡充はされなかった。議会は私たちの署名を無視したのです。私は強い憤りを感じました。私は県議会に対し、要求を言おうと試みましたが、しかし、未成年の自分の声は議会で扱われなかった。結局何を言っても変わらない。要求を言う機会さえなかった。私は絶望しました。悔しくて悔しくて仕方がありませんでした。私がただ子供という立場であったがゆえに私の要求はないがしろにされたのです。地方議会は耳を傾けてくれなかった。聞く耳を

持っていきれなかったのです。

人は皆、自分の要求を持っています。あらゆる要求は平等です。皆さんは、自分の要求を表明する機会がなく、無視されることに我慢できますか。要求を表明する機会を担保する場、それこそが議論です。ここでいう議論とは、あらゆる要求を平等に扱い、それらの要求を調整する、自由な話し合いのことです。議論によってあらゆる要求を表に出すことができます。そして、要求がはじめて認識されるのです。たとえ、その要求が少数派だとしてもです。少数派であろうと、その要求は尊重されなければならない。それゆえ、議論がなによりも重要なのです

しかし、そのような私の理想に反する場がここ日本に存在します。それは地方議会で

す。地方議会は住民の生活に直接かかわる行政サービスを担う場なのです。にもかかわらず、住民の要求を認識、議論していないのです。

そもそも地方議会はどのような役割を担っているのでしょうか。それは3つあります。1点目に住民意思を代表すること、これにより、あらゆる要求の認識がなされます。2点目に条例や予算の審議、これにより、あらゆる要求の議論がなされます。3点目に首長をチェックする役割。首長は強い権限を持っているため、これを抑制しなければ、要求が不平等に扱われてしまいます。この3つの役割が果たされることで、地方議会が、要求の表明の場として機能します。しかしこれらの役割は果たされていないのです。

では、その現状を説明します。1点目の住民

意思の代表という役割に関して。選挙が行われているにもかかわらず、住民の約60%が地方議会に対して自らの要求が伝わらず、不満だと感じています。住民は、選挙だけでは自分の要求が議会にまで伝わっていないと感じているのです。

次に、条例・予算の審議という2点目の役割に関して。あらゆる要求の表明のため、議員間で議論を行う必要があるにもかかわらず、それを行っている自治体はわずかです。議員が住民の要求を表明できていないのです。実際に、議員間での議論を実施した自治体は全国でたったの約15パーセント。議会では、一般質問と呼ばれる、議員が首長に対して予め決められた台本を読み上げるだけの質疑に終始しています。つまり、議論とは名ばかりで、もはや学芸会と化しているのです！これで、議会が住民の要求を議論できて

いるといえるでしょうか！

この議論の形骸化によって、ある市議会の調査において、自分や市民の声が議会で取り上げられていると思う、と答えたのは3割未満でした。

続いて、地方議会の3点目の役割に関して。現状、首長による議案の99パーセントが原案のまま、議会で議論されることなく可決されています。首長による議案は、住民のあらゆる要求についての議論を踏まえたものではなく、首長を支持する多数派の考えのみをふまえて考案されたものです。首長は確かに選挙で選ばれています。しかしこれでは、多数派の要求のみが尊重され、少数派の要求は尊重されません。このように、地方議会は私たちの要求を平等に扱っていないのです！

現状を整理しますと、地方議会は住民の多

様な要求を認識せず、議論を行わず、まるで首長の追認機関と化し、要求を平等に扱っていないという状況なのです。なぜこのような事態が起こっているのでしょうか。

この現状の原因は2つ。1点目、意見交換の機会の不足。2点目、首長と議会の権限関係。

まず1点目について。なぜ住民の要求が議会で認識されず、また、議論されないのか。それは、議会と住民とが意見交換をする機会が不足しているからです。議員と住民との対話は、住民の要求を議会に伝え、議会側による認識のために必要です。しかし、住民との対話の場を設けている地方議会は全国で約3割しかありません。さらに、たとえ意見交換をしても、そこでの要求が議会に伝わらず、認識されない可能性もあります。また、議員は住民の要求を認識しなければ、議会におい

て議論を行うことができません。

つづいて、原因の2点目について。議会は首長の追認機関と化し、住民の要求を平等に扱っていません。それは、首長と議会の権限関係があるからです。事実上議会に提出を行う権利および執行権は首長がもっています。つまり、権限上、首長は議会より優位な位置にあります。この権限関係により、議員による提案は首長により否決され、首長による提案を議員はのまざるを得ないのです。このような状況で、議員同士、そして議員と首長が住民の要求を平等に議論できるでしょうか！このような首長の優位は、**議会での議論の妨げ**となっています。

以上を踏まえ、政策を3点提言します。1点目に意見交換会の制度化。2点目に首長の権限の抑制。3点目に政策討論会の設置。

原因の1点目の、住民との対話の場の不足に対しては、意見交換会を制度化し、定期的に行います。意見交換会とは、議会と住民との間で意見交換が行える機会です。ここで出たあらゆる要求は、議会への伝達を義務付けます。つまり、議会側は住民に対し積極的な働きかけをおこない、住民が要求を出しやすい身近な場を提供します。具体的には、意見交換会の開催についての広報活動を積極的に行い、議員自らが公民館や町内会へ赴きます。これにより、住民の要求が議会に伝わり、議会が住民の要求を認識することにつながります。

実際に、福島県会津若松市議会では意見交換会での意見をもとに市営住宅の建て替え案が修正されるなど、意見交換会での意見を踏まえて条例が制定・修正された例がございます。



つぎに、原因の2点目の、首長と議会の不平等な権限関係を是正する政策として首長の権限を抑制します。その関係を対等にし、互いにチェックをさせます。これにより、議員が政策立案を行うことができる状況をつくります。

そして、議員が政策立案を行うための議員間討議を実施します。現在議会で行われている一般質問は自由討論ではありません。自由討論であれば、議員によって住民のあらゆる要求を表明し、議員同士が議論できます。しかし、一般質問ではそれができません。そこで、一般質問を廃止し、議員間討議を行わせ、政策を立案できるようにします。

しかし、政策の専門家ではない議員にとって、政策提言は困難です。そこで必要となのが行政職員との連携です。

ここで、3点目に政策討論会を実施しま

す。ここにおいて、議員は専門家と行政職員とともに政策立案を行います。また、この記録を住民に開示することを義務付けます。これにより、議論を踏まえない首長の議案ばかりが可決することはなくなり、議会での議論が行われ、住民の要求が平等に扱われるのです。

以上の政策によって、私たちの要求は議会で認識され、議論され、平等に扱われることとなるのです。地方議会が、私たちの要求を聞くための耳を持つこととなります。私たちの要求が私たちの将来を決定していくことのできる社会が実現するのです！

ご清聴ありがとうございました。

